

廃棄物学会北海道支部研究・啓蒙活動支援要綱（案）

第1 目的

道内の廃棄物学会会員（以下「会員」という。）が行う廃棄物の循環的利用や適正処理に係る研究及び道民への廃棄物の減量化に係る啓蒙活動に対して支援を行い、もって廃棄物学会の設立趣旨である廃棄物の適正な管理・資源化の実現を目指す。

第2 支援の内容

廃棄物学会北海道支部（以下「支部」という）は、次の支援を行う。

- 1 研究・啓蒙活動に対して、5万円を上限とする助成する。
ただし、年間6件までとする。
- 2 研究・啓蒙活動に対して、有識者を紹介する。

第3 支援の条件

第1の目的に合致し、かつ、次の条件を満たすもので、支部幹事会が認めたものとする。

- 1 道内に居住する個人会員及び道内に所在する法人会員が行うものとする。
- 2 道民及び道内で発生する廃棄物に関わるものとする。

第4 募集

H P や会報により会員に周知を図り、次の事項を記載した別記様式1により幹事会（北海道大学担当幹事）に申し込むものとする。

- なお、申し込みは、原則として電子メールにより申し込むものとする。
- 1 会員番号、住所、氏名（法人にあっては、法人の所在地、名称、実施者）
 - 2 研究・啓蒙活動の概要
 - 3 求める支援内容
 - 4 支援内容に助成金を含む場合は、助成金の用途
助成金を紹介した講師等への謝金流用可

第5 支援の決定

支部は、申込書を受けた場合、記載事項に漏れがないか確認した上で、幹事会を開催し、支援の可否及び支援内容を決定し、その旨、別記様式2により申込者に通知する。

第6 報告

支援を受けた会員は、別記様式3により、次の年度の5月までに支援の成果を幹事会に報告する。